

別添

規則等の名称	審査基準及び処分基準
根拠法令	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）
趣旨	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正に伴い、店舗型性風俗特殊営業に関する規定が整備されたことから、審査基準等について、所要の改定を行うこととしたもの。
概要	<p>1 審査基準</p> <p>平成22年7月9日の改正令公布に伴い、同日付で「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」が新たに示されたことから、審査基準の備考欄において引用されている同基準の日付を改定</p> <p>2 処分基準</p> <p>(1) 改正令の施行に伴う一部改正</p> <p>ア 改正令施行に伴い、出会い系喫茶営業が新たに店舗型性風俗特殊営業に加わったことから、基準の別表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「1 風俗営業者に対する許可の取消し又は営業停止命令（他法令の規定に違反する行為）（52）」 ・ 「6 飲食店営業を営む者に対する営業停止命令（他法令の規定に違反する行為）（24）」 <p>及び</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「2 店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する営業停止命令（政令で定める重大な不正行為）（29）」 <p>に、いわゆる出会い系喫茶営業のことである</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「ハ 面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者と面会する役務（イに該当するものを除く。）」 <p>及び</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「ハ 令第5条に規定する営業に係る異性の客と面会する役務」 <p>を追加し、これに伴い、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同別表中の「若しくはロ」を「、ロ若しくはハ」に改定したもの。 <p>イ 改正令施行に伴い、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「従業者（営業者の使用人その他の従業者をいう。次条第2号において同じ。）」

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「従業者」 <p>が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「営業に従事する者」 <p>に改正されたことから、基準の別表にあっても同様に改定した もの。</p> <p>※ いわゆる「サクラ」等「営業に従事する者」を広く捉えるた めに「従業者」から「営業に従事する者」に改正したもの。</p> <p>(2) 「営業禁止命令」に係る部分の削除</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改 正する法律（平成17年法律第119号。以下「改正法」という。） により、無店舗型性風俗特殊営業、無店舗型電話異性紹介営業、 接客業務受託営業の「営業の禁止」が「営業の停止」に改正され るも、「基準9（常習違反加重）」において、「最近3年間に営業 停止命令又は営業禁止命令を受けた者に対し営業停止命令を行う 場合の量定」について示されていたが、改正法施行より3年以上 が経過し、「最近3年間に営業禁止命令を受けた者」は存在しな いことから、「営業禁止命令」に係る部分を基準から削除したも の。</p> <p>(3) 他の法令の条項変更</p> <p>条項変更のあった他の法令にあっても、今改定に合わせて変更 したもの。</p>
<p>施 行 日</p>	<p>平成23年1月6日</p>
<p>県民意見等を募集 しなかった理由</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく各種の 許可・処分については、法令の定めによるほか、全国の警察において 一律の運用を図る必要があることから、これまでも警察庁が示した運 用通達に基づいて審査基準等を制定し、運用してきたところ。</p> <p>この度の政令の一部改正においても同様に警察庁から運用通達を示 されたことから、これに沿う内容での改定としており、県民意見の募 集を行っても、その意見を反映させる余地は極めて少なく、募集を行 う意味が乏しいため。</p>
<p>その他参考事項</p>	